



弁護士 京介

# 「家庭の法学」⑬

こんにちは。弁護士の矢野京介です。

今回のテーマは「相続」です。身近な人が亡くなると、相続が発生します。

亡くなった人を被相続人、財産を得る権利のある人を相続人と呼び、相続が発生したら、まず相続人を確定することから始めます。

## 相続の流れ

最初に確認するべきことは、遺言書があるかないかです。遺言は、個人が亡くなる前に、財産を誰に残すかなどを書いたもので、法定相続よりも優先されます。法定相続

継ぐ相続人を確定し、法定相続人は、被相続人の配偶者と、子がいれば子、子がいない場合は、親や兄弟姉妹が相続人になることもあります。相続できる財産には、土地や建物などの不動産、美術品・宝石・自動車などの動産、現金・預貯金・有価証券、その他著作権・特許権などの知的財産権などがあります。また、これらプラスの財産だけでなく、借金や住宅ローンなどのマイナス財産も相続財産に含まれます。プラス財産よりもマイナス財産の方が多い場合は相続しない

ことも可能です。相続するかしないかは、相続の開始（亡くなった日）から3か月以内

に決定し、相続しない場合には家庭裁判所で手続きを行う必要があります。相続人を確定し、財産を確認して相続すると決

では、相続人は民法で決まっていますが、遺言で相続人に限らず誰にでも残すことが可能です。遺言があるかどうかの調査をして、財産を引き

取り受けた財産の名義変更や登記をします。そして、相続開始から10か月以内に相続税の申告、納付を行います。

相続については、手続きによって期限が異なりますので、専門家に相談してみましょう。

弁護士 矢野 京介

葛西臨海ドリーム法律事務所

〒134-0088

東京都江戸川区西葛西 6-13-14

丸清ビル3階

☎03-6808-4161

ホームページ <http://dreamlaw.jp>

